

V 個人情報保護審査会答申の概要

答申第9号（概要）

- 1 **件名** 精神障害者等発見通報書（平成25年4月25日付 高知警察署長発出に係るもの）に記載されたあなたの情報
- 2 **請求者** 高知県内の個人
- 3 **請求年月日** 平成25年8月15日
- 4 **原決定年月日** 平成25年8月28日
- 5 **決定の内容** 部分開示決定
- 6 **審査請求年月日** 平成25年9月11日
- 7 **部分開示決定理由**

非開示とした部分には、当該理由を認定した警察官の判断等に関する情報が記載されており、当該情報が開示されることを前提とするならば、種々の影響を考慮するあまり正確な記載をすることが困難となり、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生じるおそれがあると認められるため。
- 8 **審査請求の趣旨**

本件部分開示決定の取り消しを求める。
- 9 **諮問年月日** 平成25年9月25日
- 10 **答申年月日** 平成26年3月17日
- 11 **審査会の結論** 部分開示とした決定は妥当である。
- 12 **審査会の判断概要**

本件個人情報、警察官が警察官職務執行法第3条の規定に基づき審査請求人を要保護者とした保護に関し、高知警察署長がもよりの保健所長に通報するために作成した「精神障害者等発見通報書」（以下「本件通報書」という。）に記載された情報である。

本件通報書には、審査請求人の本籍、住所、職業、氏名、生年月日、性別、発見の日時、発見の場所、発見当時の模様と自傷・他害のおそれのある精神障害者と認めた理由が記載されている。

本件個人情報のうち、非開示とした発見当時の模様と自傷・他害のおそれのある精神障害者と認めた理由には、警察官が審査請求人を精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれのある者と認めるに至った当時の状況や事実が具体的に記載されており、こうした状況等により審査請求人の精神状態について評価した内容を、警察官が記録したものである。

警察官が行う評価は、要保護者が精神障害者福祉法第24条に該当する者であると判断する重要な要素であり、保護の現場で調査、観察した結果を客観的に表現した内容であることが求められる。

仮に当該評価に関する情報が開示されることとなると、今後の事案に係る

通報書の作成において、被通報者とのトラブルに発展するケースが出てくるかもしれないことを危惧して、本来客観的に表現すべき評価の内容について、慎重な表現を模索し、消極的な表現にとどまるなど、保護の根幹をなす重要な評価の内容が形骸化するおそれがあり、適正な保護業務に著しい支障が生じるおそれがあると認められるので、本件個人情報の非開示部分は条例第 16 条第 1 項第 7 号に該当し、本件個人情報の部分開示決定は相当であると判断する。